

萩 財 第 173 号
平成 21 年 10 月 5 日

議会事務局長
部長・理事
総合事務所長
会計管理者
消防長
教育委員会事務局長
行政委員会事務局長

様

総 務 部 長

萩市予算規則第 3 条第 2 項の規定に定める命により、「平成 22 年度予算編成方針」を次のとおり通知する。

平成 22 年度予算編成方針

1 国の財政事情、地方財政対策等

総務省は 8 月 31 日、「平成 22 年度の地方財政の課題」と題する発表を行い、前内閣が 6 月末に定めた「経済財政改革の基本方針 2009」に基づき、「平成 22 年度の地方財政収支の 8 月時点の仮試算（概算要求時）」を公表しました。

それによると、地方交付税に地方税などを加えた一般財源総額の推計は対前年度比 0.4% の増とあり、このうち地方交付税は実際に自治体に配分される出口ベースで 0.4% の増という見通しとなっています。

しかし、9 月 16 日に発足した新政権は、前政権の概算要求基準を見直し、10 月中旬を新たな概算要求の再提出期限とされ、10 月 5 日現在、22 年度予算における明確な地方財政対策の指針等は示されてはいません。

2 萩市の財政事情等

萩市の 21 年度予算は、20 年度末からの「生活対策」及び「生活防衛のための緊急対策」、そして 21 年度に実施された「経済危機対策」と、現下の経済情勢に対応するため、国の補正予算に歩調を合わせて累次の補正予算を編成しています。

これらの補正予算は、それぞれ国の財源対策を伴ったものであり、新市施行後の予算編成とは異なる手法、考え方での編成となっていました。

しかし、22年度予算は従来の予算編成に戻しますが、上記「1 国の財政事情、地方財政対策等」のとおり、国の予算編成方針が全く未定のため、予算要求段階では現行制度による予算見積りとし、新政権の方針が明らかになった時点で、その見積り内容を調整する手法とします。

なお、萩市の一般財源の大部分を占める地方交付税や普通建設事業の財源となる地方債につきましてもその方針が不明です。

地方交付税及び地方債の方針が不明の中での予算編成は、萩市の財政構造では羅針盤を持たないまま船出をするようなものですが、新年度予算案を提案する3月議会までのスケジュールを考えますと、予算編成に踏み出さざるを得ない状況です。

従って、今後新政権が示す各種施策の方針等を確認の上、随時その対応を検討していきたいと考えます。

萩市の財政状況は20年度決算数値が示すとおり、一般会計では財源不足による財政調整基金の取り崩しも無く、決算上では20年度の歳入で歳出を賄った状況となり、19年度決算に比して大幅な財政状況の改善を見せました。

しかしこれは、前政権による地方財政対策としての地方交付税の特例加算によるところが大きな要因で、決して萩市の自主財源の増加によるものではなく、新市施行後の財政上の大きな課題である財政調整基金等の取り崩しに頼らず、当該年度の歳入で歳出が賄える財政状況とする必要があることには、何の変わりもありません。

既に22年度予算編成の第一弾として「サマーレビュー」を実施し、その結果も通知済みです。

22年度予算もこれらの調整結果に基づく必要財源を積算根拠のひとつに、一般財源要求上限額の設定を行う予算編成手法としています。

財源見通しが立たない中で、予算要求段階から必要一般財源総額を推計することは、歳入に見合った歳出規模とする為に、萩市の予算編成では最も効果がある手法となっています。

このような考え方により別途通知する各部局ごとの一般財源の上限額は決して要求額を満たす額ではありませんが、配分された一般財源を過去からの先例等で事業充当することなく、事業効果や必要性等の視点からムダ・ゼロ及び事務事業等の棚卸しを行った上での予算見積りをお願いします。

なお、政権交代による今後の財政状況等の変化によっては、サマーレビュー結果の中の22年度事業分についてもゼロベースでの見直しを行なうこともあり得ますのでご留意下さい。

また、予算は「歳出予算」のみではありません。

21年度予算では歳入予算見積りに疑義を感じるものもあり、20年度決算

では、分担金、使用料、財産収入、諸収入等に多額の「収入未済額」が計上されているものもあります。

従って、22年度予算査定においては全ての歳入の積算根拠の説明と、いわゆる滞納額への対応状況の説明を求めます。確実に精度の高い歳入見積りをお願いします。

併せて歳入予算で大きな割合を占める「地方債」は21年度に引き続き発行上限額を設定する手法で萩市の体力に見合った地方債の発行管理を行います。

地方債発行額の抑制を行うことは、投資的事業に優先順位を設定する等の事業選択が必要となりますが、義務的経費として将来に影響を及ぼす地方債の発行管理は、萩市の財政状況にとって欠くことのできない事です。

地方債を財源とする場合は事前に財政課と協議の上、事業内容の更なる精査を求めます。

最後に、次ページに「今後の財政推計」を、6ページに「地方交付税の推移」を記載しています。

特に「地方交付税の推移」については予めから申し上げており、26年度で合併特例での算定方法が終了し、27年度から31年度までの間は順次漸減し、いよいよ新市としての算定となる32年度には人口減少分も勘案すると現在と比しておおよそ46億円もの地方交付税の減少が見込まれます。

今後はこの一般財源の減少に向けた市全体の事務事業の調整が必要ですので、27年度を超える実施期間となる事務事業には、慎重な検討が求められることとなります。

以上の予算編成方針を念頭に置きながら、7ページの「3 当初予算見積りに当たっての考え方」以降の各事項に留意しつつ、合併後6年を迎える「萩市」の基盤づくりに資する確かな予算見積りを行われますよう通知します。

① 今後の財政推計（普通会計）

（単位：百万円）

区 分		類似団体 19年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
歳入	市 税	7,498	5,700	5,619	6,046	6,084	5,664	5,656	5,567	5,343
	地方交付税	4,823	13,431	12,842	12,728	13,402	13,816	12,923	12,501	12,126
	繰入金	653	101	55	1,836	211				
	市 債	1,770	4,085	2,670	2,387	1,594	3,026	4,277	3,764	3,365
	そ の 他	6,714	10,153	9,864	8,492	8,647	11,535	7,159	7,472	6,820
	歳入合計	21,458	33,470	31,050	31,489	29,938	34,041	30,015	29,304	27,654
	歳出	人件費	4,347	6,532	6,311	6,472	6,316	6,148	6,364	6,624
	扶助費	2,908	3,391	3,263	3,249	3,443	3,559	3,512	3,548	3,583
	公債費	2,865	5,305	5,102	5,282	5,218	5,163	4,965	4,966	5,015
	投資的経費	2,912	7,106	5,727	5,160	3,159	7,018	5,279	4,920	3,866
	そ の 他	7,876	10,244	10,357	11,061	11,200	12,339	10,830	10,343	10,612
	歳出合計	20,908	32,578	30,760	31,224	29,336	34,227	30,950	30,401	29,238
形式収支 （歳入－歳出）		550	892	290	265	602	△ 186	△ 935	△ 1,097	△ 1,584
実質単年度収支			△ 20	△ 416	△ 294	216	△ 186	△ 935	△ 1,097	△ 1,584

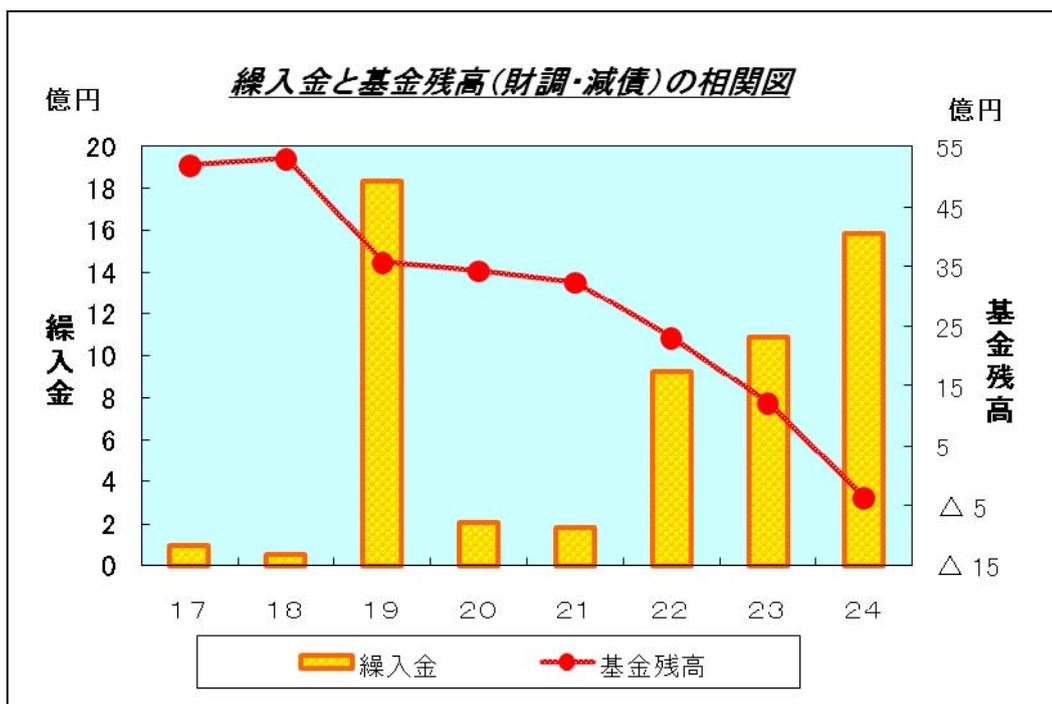
●収支不足に対する措置

基金繰入金	653	101	55	1,836	211	186	935	1,097	1,584
基金残高 （財調・減債）	1,953	5,191	5,295	3,567	3,429	3,243	2,308	1,211	△ 373
地方債残高	24,358	47,517	45,926	43,831	40,946	39,521	39,508	38,966	37,953
経常収支比率	93.5	92.2	91.4	91.4	93.6				
実質公債費比率	14.2	17.3	17.6	15.6	15.0				

財政運営の適正化及び健全化を図るため、比較検討のひとつの指標として「類似団体」がある。これは、客観的に把握できる「人口」と「産業構造」により設定され、近隣では浜田市や益田市が萩市と同じ類似団体に分類される。

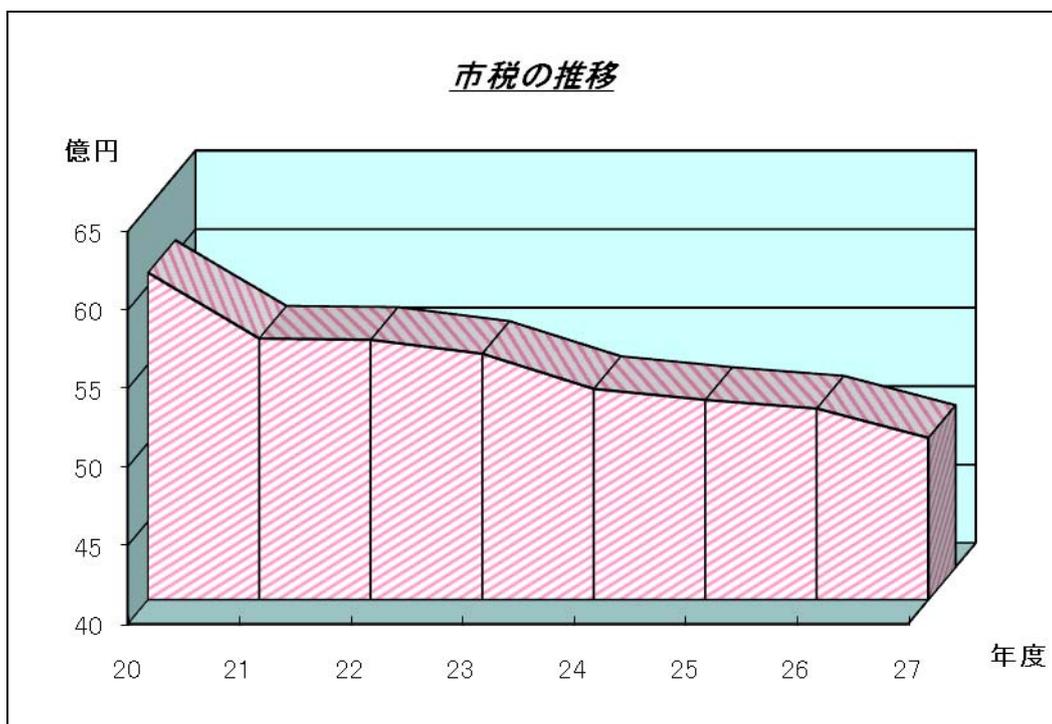
この類似団体における普通会計決算額は約209億円であり、萩市の20年度決算額と比較すると、約84億円程度少ない額で財政運営を行なっていることが分かる。

② 繰入金と基金残高（財政調整基金及び減債基金）の相関図



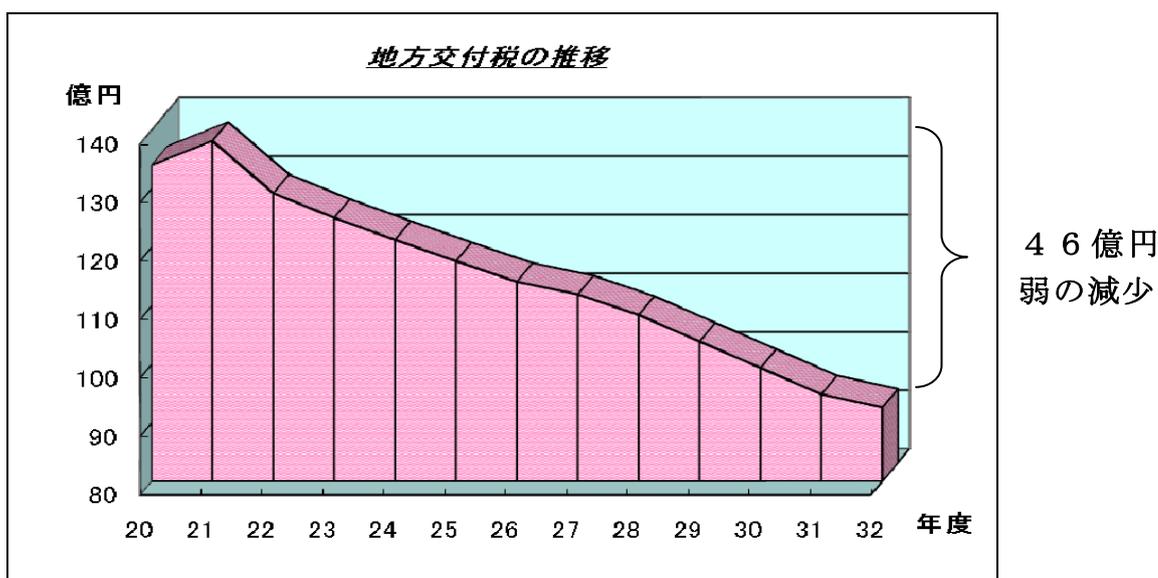
市税等、歳入の減少及び義務的経費が多額であり、「雇用創出」や「地域の元気回復」のために措置された地方交付税の特例加算があった20年度を除き、形式収支が赤字となるため、基金を毎年度取り崩して収支を合わせなければならない状態となっている。（19年度の繰入金中、約14億円は地方債繰上償還による。）

③ 市税の推移



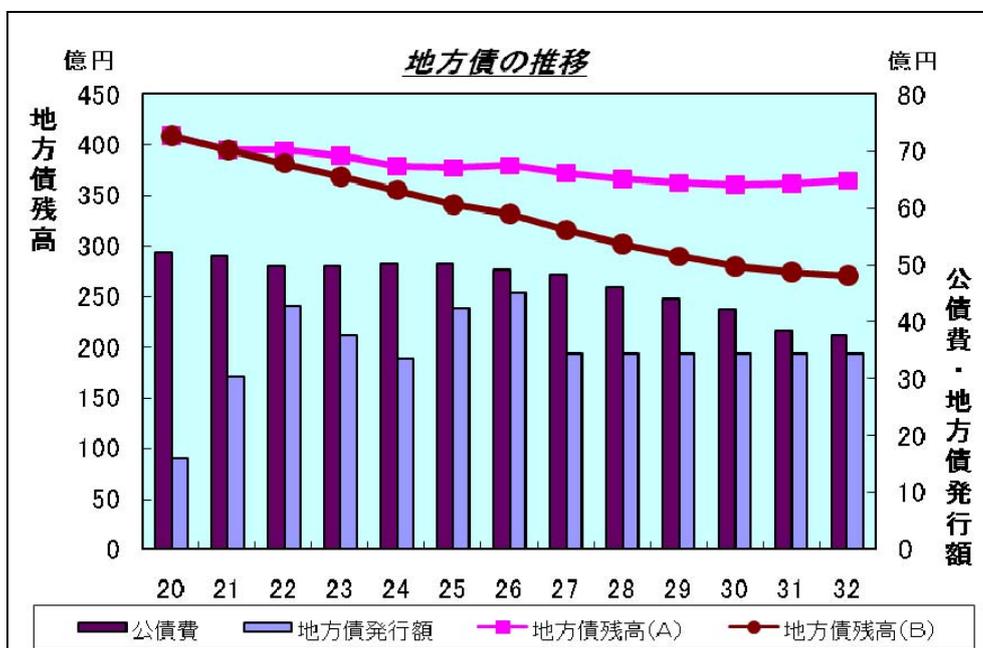
20年度以降は人口減少も伴い減少の一途を辿る見込となっている。

④ 地方交付税の推移



合併特例法により、合併後10年間は旧7市町村が存在するものとして普通交付税が算出され、27年度より5か年かけて段階的に減額され、32年度から新「萩市」1市での算定となる。この間、国勢調査の影響もあるが、20年度と比較しても46億円弱の減額となる見込みである。

⑤ 地方債の推移



22年度以降に大型建設事業が予定され、地方債発行額の増加が見込まれる。また、27年度からは合併特例法の経過措置による普通交付税措置額が段階的に減少する。投資的事業の削減により地方債発行を抑制し、将来公債費の縮減が喫緊の課題である。(地方債残高(A)は、今後の地方債残高見込み、(B)は臨時財政対策債を除く地方債発行を21億円程度とした場合の地方債残高の推移)

3 当初予算見積りに当たっての考え方

(1) 当初予算

22年度当初予算は、通年予算として編成する。従って、年度中に見込まれる財政需要は、その全てを当初予算に計上し、年度途中の予算補正は、当初予算成立後の制度改正や災害対策など、特別の理由がある場合を除き、行わないので十分な見積りを行うこと。

(2) 予算の一般財源要求上限額の設定

21年度予算編成に引き続き、歳出予算を以下の4つの経費に分類し、上限額を設定する。経常的経費については、一般財源要求上限額を別途各部長宛に通知する。

① 義務的経費

要求上限額⇒必要額を積算し要求すること。

② 臨時的経費

要求上限額⇒必要額を積算し要求すること。

③ 政策的経費

要求上限額⇒サマーレビュー対象事業については、部長連絡会議で通知したサマーレビュー結果通知額を要求上限額とする。ただし、より精査した積算により要求額の削減に努めること。

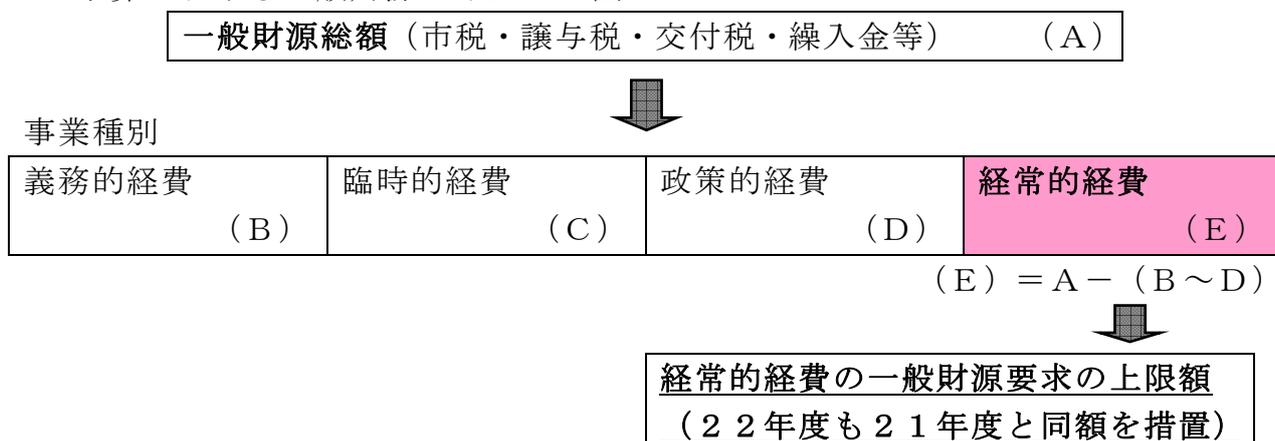
④ 経常的経費

要求上限額⇒別途通知する予算要求の上限額による。部局ごとの要求上限額の積算に当たっては、21年度と同程度に設定している。

限られた財源の有効・効率的使用の見地から「経常的経費」について、部局ごとに一般財源の要求上限額を設定しているので、これを超える予算要求書は、原則、受け取らない。

各部局は、自らの判断によりスクラップ・アンド・ビルドの徹底、不要不急な事業の廃止、維持管理経費の節減等思い切った歳出の削減を図ること。

◀ 予算における一般財源のイメージ図 ▶



○説明

(A) →市税・譲与税・交付税・繰入金等一般財源総額の見込額

(B) →義務的に支出される次の経費

人件費、公債費、扶助費（法律で義務付けられているものに限る）

災害復旧費、予備費、繰出金（特別会計における上記、人件費～予備費に係るもの）

(C) →単年度限りの臨時的経費（予算査定時に一件査定）

(D) →サマーレビュー対象事業（サマーレビュー結果は既に通知済）等の政策的経費

(E) →上記B～D以外の経費で、一般財源要求上限額設定対象経費

※ B～Eは、全て一般財源ベースで算出

○経常的経費一般財源要求上限額設定方法等

☆上記Eの設定は、部局単位とする。

☆部局ごとに通知する上限額は、21年度当初予算の上記対象経費に係る一般財源を基に財政課で積算した数値とする。

(3) 地方債発行額の抑制

地方債は将来における一般財源（地方税、地方交付税等）を先取りするという性格があり、将来の償還を考えれば「財源」とは言えない面もある。

また、義務的経費である公債費負担の増大が財政構造硬直化の要因となっていることから、発行上限額を設定する。

これにより、当該年度において新たに起債する額は21億円（臨時財政対策債を除く。）程度を目標とする。

(4) 総合事務所管内における事業の予算見積り

総合事務所管内における事業の予算見積りは、必ず各総合事務所長のもとで、当該地域の22年度予算見積り事業を調整の上、所管する本庁各課と調整し、本庁各課において予算要求書に計上して要求するものとする。従って、本庁各所管課は各総合事務所関係課への予算見積りの提出期限等の設定にあたっては、検討期間に配慮すること。

また、7、8ページの臨時的経費（C）、政策的経費（D）については、総合事務所別優先事業順位一覧表（様式9）を作成し、事業を所管する本庁各課との調整時までには所管課長まで提出するものとする。提出を受けた本庁各課は、単に総合事務所からの見積額を積み上げるだけでなく、部局単位で7地域の事業の優先順位、当該事務事業の必要性等を全市的に判断の上、取捨選択して計上するものとする。

総合事務所においては、本庁所管課に提出した総合事務所別優先事業順位一覧表（様式9）と同じものを財政課にも予算要求期限日までに、7部提出

するものとする。

(5) 後年度負担の把握等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の全部施行により、特別会計や病院、水道などの公営企業会計のみならず、第三セクター、一部事務組合等の法人格が異なる他団体への負担分まで含めた将来負担等を指数化し、国の定める基準数値に対比させる指標制度（財政健全化指標）が導入され、地方財政の早期健全化による破綻防止策が取り入れられた。

後年度負担は義務的経費として萩市財政に多大な影響を与えることとなる。従って、安易に後年度負担をもたらすことのないよう十分検討を行うこと。

また、新たな事業や施設整備については、計画段階から、その執行体制及び管理運営のあり方について方針を定めること。

更に事業実施に当たっては、後年度負担の軽減を図るため、最も有利な財源を活用することとし、その事業化を図ること。

なお、外郭団体等の債務は、常にその状況を把握し、後年度、多大な財政負担をもたらすことのないよう留意すること。

施設整備については、維持管理費を試算し、歳出予算要求書の事業説明欄に記入すること。なお、財政課長査定時にその試算根拠の説明を求める。

(6) 萩市将来展望、萩市行政改革大綱及び新市建設計画との整合

「萩市将来展望」、「萩市行政改革大綱」及び「新市建設計画」の内容との整合に努め、それらに沿った要求内容とすること。

(7) 合併協定内容の調整未了事項

新たな萩市行政改革大綱に配意しつつ、合併未調整事項の整理を行うこと。

(8) 公用車の購入費の予算計上

19年度から車両の集中管理を実施していることから、車両の更新は基本的に本庁の共用車において対応する。

また、総合事務所においても本庁の方式に準じて車両の共用化を図ること。

公用車購入費については、財産管理の趣旨から22年度予算要求から、財政課管財係で事前審査を行ったのち特別会計及び補助事業については従前のおおりの各予算費目により予算要求を行うものとし、市の単独事業により一般会計で購入する場合は、財政課管財係において財産管理費により予算要求を行うこととする。

(9) 公共施設における地上デジタルテレビ放送への対応

23年7月に地上アナログテレビ放送が終了することから、22年度において公共施設に係るデジタルテレビやデジタルチューナー等を整備する。学

校及び企業会計以外の公共施設に係る予算要求については、財政課管財係で一括して財産管理費により行うものとする。

なお、デジタルテレビ放送への対応の有無については、8月に実施したヒアリングを踏まえ別途通知する。

(10) 商工課所管の雇用対策事業の予算要求について

国の経済対策により21年度から実施している商工課所管の雇用対策事業の予算要求については、予算要求書右上の「事業説明」欄及び予算要求書に添付する「事業別予算要求一覧表」の「雇用対策」欄に、それぞれ【ふるさと雇用再生特別交付金】、【緊急雇用創出事業交付金】の別を記載すると共に、事前に商工課の内容確認を受けてから提出すること。

また、社会保険料等については、総務課人事係に確認の上、予算要求を行うこと。

4 個別的事項

(1) 歳入に関する事項

過去の実績及び客観的な資料に基づき、過大な見積りにならないように、的確な見込額を計上すること。

① 市税

○ 新たな税制改正の状況を注視し、的確に見積ること。

○ 一般財源が減少する中、これを確保するためにも市税等の収納率の向上に努めること。

② 使用料及び手数料、分担金及び負担金

受益者負担の公平、適正化の観点から、既定分の見直しを含め、実態に即した適正な料金設定、受益者負担の適正化等を行うこと。また、それぞれ収納率の向上に努めること。

また、歳入欠陥とならないように適切に見積ること。

③ 国・県支出金

国・県支出金の廃止・縮減、一般財源化の動向に十分留意し、予算編成に支障が生じることのないように、適切に見積ること。

④ 財産収入

次に掲げる事項に留意して総点検を行い、収入の確保を図ること。

○ 利活用が困難な土地・建物、廃道敷等の遊休財産及び不用物品については、適正な価格による処分を積極的に推進すること。

○ 市有財産の貸付けは、物価水準の変動等を勘案し、全面的な見直しを行い、適切な改定や無償貸付の有償化などにより、適正な収入の確保を図ること。

○ 保有する土地・建物のうち、有効利用されていないものや保有する必要性のないものについて、今後の利用の可能性を考慮に入れながら、適

正な価格により積極的に売却を進めること。処分等に一定の期間を要する土地は、暫定的な貸付など、有効活用を図り、維持管理費等の負担の軽減を図ること。

⑤ 市債

財源に市債を予定する場合は、必ず財政課部局担当者の指示により、市債額等を計上すること。

⑥ その他の収入

萩市公式ホームページ及び庁内LAN掲載の「各種助成制度一覧表」(市民活動推進課所管)の財団法人や民間企業等の助成制度やその他各種助成制度を積極的に活用するなど、その確保に努めること。

(2) 歳出に関する事項

積算や見積り間違い、予算要求漏れ等が多発している。制度改正や災害対策などの理由によるもの以外は、予算不足のための予算補正はできないので、精度の高い予算要求を行うこと。

また、予算流用は予算現額に変更を加えるものであり、予算補正と何ら変わるものではない。従って十分に精査の上、見積りを行い、年度途中での流用を予定しないこと。

新たな事業の新設、拡充等にあたっては、「スクラップ・アンド・ビルドの原則」により所管事業全体の再構築を行うこと。併せて「サンセット方式」の導入により、終期を設定すること。(基本的に3年間)

なお、予算査定の過程において予算計上とならなかったものを、年度開始後、予算流用等によって実施することはあり得ない。十分に留意すること。

① 人件費

人件費のうち職員に関するものは総務部総務課で一括計上するので、予算見積りの段階では計上しないこと。ただし、事業費支弁の人件費については、総務課と協議のうえ限度額まで見積ること。

報酬については、審議会、協議会の開催回数等を精査のうえ、実績に基づき要求すること。

② 物件費等

物件費については、徹底した事務事業の見直しを行い、経費の削減に努めること。また次の事項についても留意して見積ること。

ア 賃金

臨時職員については、合併により職員数が過大となっている状況であるため、一般事務補助にかかる臨時職員については原則認めない。

なお、22年度において臨時職員賃金の単価を一部調整するので、予算要求にあたっては、単価の変更に十分注意すること。

イ 旅費

各種団体の総会、研修会等への出席については原則1名とし、現在の

業務、また将来の業務に真に必要なものであるか十分検討のうえ、必要最小限の経費を見積ること。

また、職員の資質向上に資する研修旅費については、必要額を適切に見込むこと。

なお、県内出張の宿泊は認めない。また宿泊を伴うものについては、旅費調書（様式5）を提出のこと。

ウ 需用費

○ 消耗品費のうちタイヤ購入費については、今回から単価を定めるので、17、18ページの「22年度単価表」に記載がある仕様については、タイヤサイズ等の仕様を「積算」欄に記載するとともに、単価表の金額により見積ること。

○ 食糧費については、「食糧費の予算執行基準（通知）」（17年6月13日付け萩財第98号 総務部長通知並びに本通知 17ページ）に基づき見積ること。

○ 燃料費については、省エネルギーや環境保全の観点から一層の使用量削減に努めること。また、Rガソリン、軽油、A重油については、17ページの「22年度単価表」に定める単価により見積ること。

なお、事業ごとに月別比較調書（様式6）を提出すること。

○ 印刷製本費については、可能な限り庁内印刷を心がけること。

○ 光熱水費については、燃料費に準じ、省エネルギー対策等に十分留意のうえ見積ること。なお、事業ごとに、月別比較調書（様式6）又は期別比較調書（様式7）を提出すること。

○ 修繕料については、公用車の車体検査費用を計上する場合、その対象公用車のナンバーを「積算」欄に記載すること。

○ 需用費全般については、単価等現行のものを基本とし、過去の実績等十分精査のうえ、削減に努めること。

エ 役務費

一般会計における本庁の通信運搬費で郵便料金と電話料金（補助事業にかかるものを除く）は、総務部総務課において一括計上する。総合事務所にかかるものは、総合事務所地域振興課において一括計上すること。

なお、例年と比較し大幅な増減がある場合は総務課行政係又は総合事務所地域振興課へ連絡すること。

また、電話料金については、事業ごとに月別比較調書（様式6）を提出すること。（固定電話と携帯電話は別業とすること。）

オ 委託料

委託業務の内容、必要性、効果、採算性等を再検討し、職員数が合併により過大となっている状況であるため、職員の対応で処理可能なものは、委託を廃止、削減すること。特に所有権移転登記業務については、職員対応とする。

委託料については委託事業ごとに委託料調書（様式4）を提出すること。なお、委託料調書は施設清掃・管理、水質検査、電気保安業務等毎年経常的に予算計上を行っているもののみ作成のこと。建設事業にかかるものは不要であるが、業務委託の必要性を精査すること。

カ 使用料及び賃借料

下水道使用料については、事業ごとに期別比較調書（様式7）を提出すること。

③ 維持補修費

維持補修費については、長期的な修繕計画を作成し、22年度で対応すべき各施設の延命化並びに適正な維持管理に要する経費を的確に見積り、不要不急なものを除き、その必要額について予算要求を行うこと。

④ 投資的経費

ア 普通建設事業は、今後の大型建設事業や公債費の動向を踏まえ、投資水準の抑制を図る必要があるので事業の厳選を行うこと。特に地方債のみを財源とする事業については、十分その効果を検討すること。

イ 既に国の経済対策により予算措置している事業等の繰越しが見込まれる。22年度の予算要求にあたっては、要求した事業が繰越し事態とならないよう適切な事業量を見込むこと。

また、毎年度繰越明許費を計上する所属や事業が見受けられる。もとより繰越明許費は地方自治法に定められた制度ではあるが、特に辺地対策事業債、過疎対策事業債及び合併特例債を財源の一部とした場合には、繰越事業とすることにより、当該地方債の償還（利子分の地方交付税算入の有無）を通して多額の損失を萩市に及ぼすこととなる。

繰越明許費については、このことを重く認識し、年度内完了が確実にできる事業計画を立案し、単年度で完了可能な事業量分のみについて予算要求を行うこと。また、地域経済に対する影響から、早期発注できるように、適切な事業量の予算要求を行うこと。

ウ 公有財産購入費

購入予定面積及び単価を「積算」欄に記入すること。また、購入単価の設定根拠を併せて記入すること。

エ 補助事務費

補助事務費については、必要以上に上限額まで要求しないこと。（ただし、必要とする補助事務費のうち事業費支弁人件費については、人件費率の上限まで要求すること。）

⑤ 負担金補助及び交付金

団体育成支援や産業振興など、対象者の自立・発展を支援するための施策は、恒常的な支援が必要とならないよう、支援対象や負担割合、支援期間等の仕組みを検討し、自立・支援に向けた計画やプロセスを明確にすること。特に補助金にあつては、スクラップ・アンド・ビルドやサンセット

方式を導入すること。

各種関係団体補助金については、必ず各課において事前に査定を行ったうえで計上し、補助金調書（様式3）を提出すること。

また、負担と公平の観点から個人に対する金銭助成等補助金については、市税の納付状況や所得制限等を勘案することを検討する時期に来ている。所管課においては、予算要求時まで各制限の実施の可能性について検討すること。

各種協議会負担金等（法令外負担金）については、合併により単純に合併前の旧7市町村の負担金額を合算したものは認めない。新市における負担のあり方を検討し、また常にその削減に努めること。

県事業負担金については事業内容を十分に確認し、その内容を記載すること。また、事務費についてはその内容を示すものを入手し添付すること。

併せて、負担金調書（様式2）を提出すること。

⑥ その他

7地域で類似の物品を要求する場合、本庁所管課において同時に、同レベルの物品を購入することを前提とした単価で要求すること。

(3) その他の事項

① 債務負担行為は、緊急不可欠なものに限り見積りを行うこと。また、22年度当初予算要求書提出時に必ず添付し、要求を行うこと。（債務負担行為調書を含む。）

② 特別会計及び企業会計の見積りは、一般会計に準じて行うこと。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の全部施行により、特別会計及び企業会計についても、国の定める基準数値に対比させる指標制度（財政健全化指標）が導入され、早期健全化による破綻防止策が取り入れられている。

本来、その会計の収入をもって、歳出を賄うべきであるので、今後、各特別会計への一般会計からの繰出しを繰出基準等による額とすることも検討の必要があり、各会計独自で収支の均衡を図ること。

③ 要求にあたり、関係部局間で十分に調整を行い、重複要求等がないよう留意すること。

5 予算編成日程

(1) 予算編成方針の通知 21年10月 5日（月）

(2) 庁内連絡会議 21年10月 5日（月）10時～

※市長訓示ほか。予算編成方針、予算要求書作成要領等の説明。（総務課より通知済み。）

(3) 予算要求書事前確認日 21年11月12日（木）午前中までの間

16ページ「9 予算見積りに関する問い合わせ先」に記載の財政課部局

担当者に、部局単位で要求上限額、市債の記載状況、添付資料等の予算要求書印刷原稿の確認を受けた後に必要部数を印刷し、提出のこと。

- (4) 予算要求書提出期限 21年11月16日(月)午前中
上記の提出期限後は、「財務会計システム」が予算見積り段階から予算査定段階に移行し、入力作業ができなくなるので、**提出期限を厳守**すること。
- (5) 総合事務所優先順位 21年11月16日(月)午前中
一覧表提出期限
- (6) 財政課長査定 21年11月18日～12月中旬
※22年度当初予算は、經常経費事業を含め全ての事業について財政課長ヒアリングを実施
- (7) 經常的経費査定 21年12月中旬～12月下旬
※議会対応等のため上記(6)の財政課長査定期間中に財政課長査定を実施しない日については、この日程によらず、随時、財政課の各部局担当者による經常査定を実施する場合があること。
- (8) 財政課長査定結果の通知 21年12月下旬
- (9) 市長・副市長査定 22年1月初旬～1月中旬
- (10) 最終査定結果の通知 22年1月下旬

6 財政課長ヒアリング

所属ごとのヒアリングにあたり、冒頭、次の事項の説明を求めます。

- (1) 全ての歳入の積算根拠説明
- (2) 滞納への対策説明(20年度決算で収入未済があるもの)

7 作成要領

- (1) 予算要求書はB4版で提出し、各ページには通し番号を付すること。財務会計システムの出力順によらず、「表紙」、「事業別予算要求一覧表」、「歳入予算要求書」、歳出予算要求書の「義務的経費」、「臨時的経費」、「政策的経費」、「經常的経費」、「説明資料」、「債務負担行為」、「債務負担行為調書」、「各種調書」の順によること。なお、要求書には必ず表紙を付け、ホッチキスを使わずに、クリップ等を使用すること。
- (2) 「課」ごとの要求事業一覧として「事業別予算要求一覧表」(様式1)を作成し、表紙の次のページに挿入すること。この表中に記載する臨時的・政策的な事業については、各所属単位で事業ごとの優先順位を記入すること。
なお、部局ごとにおける要求上限額(一般財源)の確認のため、各部の総務管理係所管課において、「要求上限額確認表」(様式8)を作成の上、別冊にて提出すること。
- (3) 関係法令、通達、要綱、図面等の参考資料をB4版で要求書に添付すること。

(4) 積算単価

予算要求書の積算は、原則として別に定める「22年度単価表」(17、18ページ)によること。

定めのないものは、適正な価格により積算し、見積書、その他根拠となる資料など必要な資料を用意すること。

8 予算要求書提出期限及び提出部数

提出期限は15ページ5の(4)及び(5)に記載のとおり。

予算要求書提出部数は14部、総合事務所別優先事業順位一覧表(様式9)提出部数は7部(総合事務所別優先事業順位一覧表については、書類提出に加えメールにより財務係肌野まで提出すること。)

また、提出物は市長査定時追加資料を含め全てB4版に統一のこと。厳守のこと。

なお、各種予算要求関係調書等の様式は庁内LANシステムの「財政課キャビネット」よりダウンロードして使用すること。

9 予算見積りに関する問い合わせ先

予算見積りに関しての問い合わせ先は次のとおりです。

- 議会事務局、総務部、総合政策部、消防本部・・・國 弘(内線442)
- 文化・スポーツ振興部、農林水産部・・・・・・・・右 田(内線437)
- 土木建築部、商工観光部、会計課、行政委員会
(農委、監査、公平、選管)・・・・・・・・藤 村(内線437)
- 市民部、保健福祉部・・・・・・・・大久保(内線216)
- 歴史まちづくり部、上下水道部、教育委員会・・・中 島(内線442)
- 市民部、保健福祉部所管の特別会計・・・・・・・・肌 野(内線487)

10 経常的経費の査定担当者

- 議会事務局、総務部、総合政策部、消防本部、
市民部、保健福祉部・・・・・・・・大久保、國 弘
- 文化・スポーツ振興部、農林水産部、土木建築部、
商工観光部、会計課、行政委員会(農委、監査、
公平、選管)・・・・・・・・右 田、藤 村
- 歴史まちづくり部、上下水道部、教育委員会、
市民部・保健福祉部所管の特別会計・・・・・・・・肌 野、中 島

22年度単価表

○賃金

庁内LANシステムに掲載の「臨時職員雇用マニュアル」（総務部総務課人事係所管）の賃金単価、通勤手当、一時金等を基本とする。（庁内LANシステムの文書管理⇒各課キャビネット⇒総務課⇒人事係⇒臨時職員⇒臨時職員雇用マニュアル参照）

○燃料費

	レギュラーガソリン	軽油	A重油
21年9月末 現在単価	123円/ℓ	109円/ℓ	70円/ℓ

※ 消費税相当額は別途加算。

※ 予算要求時点では、暫定税率の廃止を考慮せず21年9月末現在の売買単価で予算要求すること。

○食糧費

用務・目的等		1名当たりの限度額（税込み）
昼	懇談会等（会食）	3,000円
	会議等での弁当	1,000円
夜	懇談会等（会食）	5,000円
	会議等での弁当	1,500円

○タイヤ購入費

種別	用途	種類	サイズ	金額（1本）
小型	乗用	夏用（ノーマル）	195R14 8PR	7,600円
小型	貨物	夏用（ノーマル）	195R15 LT 8PR	9,500円
小型	貨物	夏用（ノーマル）	165R14 6PR	7,400円
小型	貨物	夏用（ノーマル）	165R13 6P	5,500円
小型	貨物	夏用（ノーマル）	205/80R15 109/107 L	12,000円
小型	貨物	夏用（ノーマル）	155R13 6PR	5,500円
小型	貨物	夏用（ノーマル）	165R14 6PR	7,200円
小型	貨物	夏用（ノーマル）	145R13 6PR	5,000円

種別	用途	種類	サイズ	金額(1本)
小型	貨物	夏用(ノーマル)	205/65 R16	16,300円
小型	貨物	夏用(ノーマル)	145R12 6P	3,200円
軽自	乗用	夏用(ノーマル)	145/70 R12	3,200円
軽自	乗用	夏用(ノーマル)	155/65 R13	4,100円
軽自	乗用	夏用(ノーマル)	145/80 R12	3,400円
軽自	乗用	夏用(ノーマル)	135/80 R13	5,000円
軽自	貨物	夏用(ノーマル)	145R12 6PR	3,200円
軽自	貨物	夏用(ノーマル)	145R12 6P.R.	3,000円
普通	乗用	夏用(ノーマル)	205/60 R15	7,900円
普通	乗用	夏用(ノーマル)	215/70 R15	8,900円
普通	乗用	夏用(ノーマル)	195/80R15 107/105L	8,100円
普通	貨物	夏用(ノーマル)	165R13 6P	5,800円
普通	貨物	夏用(ノーマル)	155R13 LT 6PR	5,800円
普通	乗合	夏用(ノーマル)	215/70R 17.5	16,900円
普通	乗合	夏用(ノーマル)	700R16 10PR LT	13,100円
普通	乗合	夏用(ノーマル)	6.50R16 10PRLT	13,100円
普通	特種	夏用(ノーマル)	7.00R-16 12PR	14,400円
普通	特種	夏用(ノーマル)	185/65R 14	7,200円
普通	特種	夏用(ノーマル)	195/85R16・114/112L	15,200円
普通	特種	夏用(ノーマル)	185/80/R 15 103/101 L L T	8,700円
普通	特種	夏用(ノーマル)	205/70/R 17.5 115/113 L L T	17,300円
普通	特種	夏用(ノーマル)	215/65 R 15	7,600円
小型	貨物	冬用(スタッドレス)	165R14 6PR	9,700円
小型	貨物	冬用(スタッドレス)	165R13 6P	8,900円
小型	貨物	冬用(スタッドレス)	145 R 13 6PR	7,400円
小型	貨物	冬用(スタッドレス)	155R13 8PR	8,400円
軽自	乗用	冬用(スタッドレス)	145/80R12	5,300円
軽自	貨物	冬用(スタッドレス)	145R12 6PR	4,700円
普通	乗合	冬用(スタッドレス)	700R16 10R	14,700円
普通	乗合	冬用(スタッドレス)	650R16 10PR	14,700円
普通	特種	冬用(スタッドレス)	205/85R 16	17,900円

※ 消費税相当額は別途加算。

※ 金額はタイヤ1本当たりの単価。

平成22年度予算要求書提出一覧表

ページ番号		市副市長(秘書係)	総合政策部長 企画課長 監理課長	財務局長 (部以外用)	財政課 (部局担当者用)	必要部数
	対象部数	3	4	5	2	14
	提出区分(予算要求書の表紙に表示すること)	A	B	C	D	
別冊	平成22年度要求上限額確認表(様式8)			○	○	7
別冊	総合事務所優先順位一覧表(様式9)			○	○	7
ページ番号なし 1～ 通し番号	表紙	○	○	○	○	14
	事業別予算要求一覧表(様式1)	○	○	○	○	14
	歳入予算要求書	○	○	○	○	14
	歳出予算要求書	○	○	○	○	14
	債務負担行為要求書	○	○	○	○	14
	債務負担行為調査				○	7
	その他予算査定説明資料(財政課長査定用)				○	7
	負担金調書(様式2)				○	7
	補助金調書(様式3)				○	7
	委託料調書(様式4)				○	7
	旅費調書(様式5)				○	2
	月別比較調書(様式6)				○	2
	期別比較調書(様式7)				○	2

※総合事務所優先順位一覧表については、各総合事務所にて調製のうえ提出すること

※提出区分を予算要求書表紙の右上に表示すること

※予算査定説明資料の市長査定用については、対象事業等を別途通知する予定であること

